大津市準用河川占用料条例新旧対照表

現行	改正案	備考
○大津市準用河川占用料条例 平成 12 年 3 月 24 日 条例第 10 号 (趣旨) 第 1 条　河川法(昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。)第 100 条第 1 項の規定に基づき市長が指定した河川(以下「準用河川」という。)に係る流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)の額及び徴収の方法については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。 (流水占用料等の徴収) 第 2 条　市長は、準用河川について、法第 100 条第 1 項において準用する法第 32 条第 1 項の規定により法第 23 条~~から第 25 条までの許可~~を受けた者から、別表第 1 から別表第 3 までに定める流水占用料等を徴収する。 2　流水占用料等は、~~許可~~の際にその全額を徴収する。ただし、~~許可~~の期間が~~許可~~をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の流水占用料等については、毎年度、その当初に当該年度分を徴収する。	○大津市準用河川占用料条例 平成 12 年 3 月 24 日 条例第 10 号 (趣旨) 第 1 条　河川法(昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。)第 100 条第 1 項の規定に基づき市長が指定した河川(以下「準用河川」という。)に係る流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)の額及び徴収の方法については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。 (流水占用料等の徴収) 第 2 条　市長は、準用河川について、法第 100 条第 1 項において準用する法第 32 条第 1 項の規定により法第 23 条**、第 24 条若しくは第 25 条の許可又は法第 23 条の 2 の登録（以下「許可等」という。）**を受けた者から、別表第 1 から別表第 3 までに定める流水占用料等を徴収する。 2　流水占用料等は、**許可等**の際にその全額を徴収する。ただし、**許可等**の期間が**許可等**をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の流水占用料等については、毎年度、その当初に当該年度分を徴収する。	

(流水占用料等の減免) 第 3 条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、流水占用料等を減額し、又は免除することができる。 (1)　国又は公共団体その他公共的団体が、準用河川の土地を占用し、又は流水若しくは採取した土石その他の河川産出物を直接公用、公共用その他公益上の目的のために使用するとき。 (2)　かんがいのために流水~~占用~~するとき。 (3)　前 2 号に掲げるもののほか、特別の理由があると認めたとき。 (流水占用料等の還付) 第 4 条　徴収した流水占用料等は、還付しない。ただし、河川法施行令(昭和 40 年政令第 14 号)第 18 条第 2 項第 2 号に該当するとき、又は災害その他特別の理由により市長が必要と認めたときは、当該流水占用料等の全部又は一部を、~~許可~~を受けた者の申請により還付することができる。 附　則 (施行期日) 1　この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。 (志賀町の区域の編入に伴う経過措置) 2　志賀町の区域の編入の日前に志賀町長が法第 23 条から第 25 条までの規定によりした許可に係る期間(当該許可の期間が平成 18 年度以後にわたる場合においては、当該許可の期間のうち、平成 18 年 3 月 31 日までの期間に限る。)における流水占用料等は、この	(流水占用料等の減免) 第 3 条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、流水占用料等を減額し、又は免除することができる。 (1)　国又は公共団体その他公共的団体が、準用河川の土地を占用し、又は流水若しくは採取した土石その他の河川産出物を直接公用、公共用その他公益上の目的のために使用するとき。 (2)　かんがいのために流水**を占用**するとき。 (3)　前 2 号に掲げるもののほか、特別の理由があると認めたとき。 (流水占用料等の還付) 第 4 条　徴収した流水占用料等は、還付しない。ただし、河川法施行令(昭和 40 年政令第 14 号)第 18 条第 2 項第 2 号に該当するとき、又は災害その他特別の理由により市長が必要と認めたときは、当該流水占用料等の全部又は一部を、**許可等**を受けた者の申請により還付することができる。 附　則 (施行期日) 1　この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。 (志賀町の区域の編入に伴う経過措置) 2　志賀町の区域の編入の日前に志賀町長が法第 23 条から第 25 条までの規定によりした許可に係る期間(当該許可の期間が平成 18 年度以後にわたる場合においては、当該許可の期間のうち、平成 18 年 3 月 31 日までの期間に限る。)における流水占用料等は、この

条例の規定にかかわらず、徴収しない。

附　則(平成 17 年 12 月 26 日条例第 147 号)

この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

流水占用料

1　発電用の流水占用料

次の表の左欄に掲げる発電所の区分に応じ、それぞれ年額として、同表右欄に掲げる式により算出した額に ~~100 分の 105~~ を乗じて得た額とする。

発電所の区分	
揚水式発電所以外の発電所	1,976 円×常時理論水力＋436 円×(最大理論水力－常時理論水力)
揚水式発電所	｛1,976 円×常時理論水力＋436 円×(最大理論水力－常時理論水力)｝×補正係数 a

条例の規定にかかわらず、徴収しない。

附　則(平成 17 年 12 月 26 日条例第 147 号)

この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附　則(平成 26 年 3 月 14 日条例第 55 号)

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 から別表第 3 までの改正規定及び次項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の別表第 1 から別表第 3 までの規定は、前項ただし書に規定する日以後に徴収する同日以後の期間に係る流水占用料等について適用する。

別表第 1(第 2 条関係)

流水占用料

1　発電用の流水占用料

次の表の左欄に掲げる発電所の区分に応じ、それぞれ年額として、同表右欄に掲げる式により算出した額に **100 分の 108** を乗じて得た額とする。

発電所の区分	
揚水式発電所以外の発電所	1,976 円×常時理論水力＋436 円×(最大理論水力－常時理論水力)
揚水式発電所	｛1,976 円×常時理論水力＋436 円×(最大理論水力－常時理論水力)｝×補正係数 a

備考

1　常時理論水力及び最大理論水力の単位は、キロワットとする。

2　補正係数 a は、各発電所ごとに市長が次の式により算定した数とする。ただし、純揚水式発電所(常時使用水量が零の揚水式発電所をいう。)に係る補正係数にあっては、補正係数 a を 0.167 とする。

補正係数 a＝(年間発生電力量―揚水に係る年間発生電力量×5／6)／年間発生電力量

3　1 年に満たない期間の計算については、月割計算(月の途中において使用を開始し、又は終了する場合における当該月については、それぞれ 1 月とする。)によるものとし、1 キロワット未満の端数は、1 キロワットとして計算するものとする。

2　発電用以外の流水占用料

次の表に定めるところにより算定した額に ~~100 分の 105~~ を乗じて得た額とする。

種別	単位	料金(円)
鉱工業用水	許可使用水量毎秒 1 リットル	4,900
養漁用水	許可使用水量毎秒 1 リットル	1,100
その他の用水	許可使用水量毎秒 1 リットル	3,600

備考

1　常時理論水力及び最大理論水力の単位は、キロワットとする。

2　補正係数 a は、各発電所ごとに市長が次の式により算定した数とする。ただし、純揚水式発電所(常時使用水量が零の揚水式発電所をいう。)に係る補正係数にあっては、補正係数 a を 0.167 とする。

補正係数 a＝(年間発生電力量―揚水に係る年間発生電力量×5／6)／年間発生電力量

3　1 年に満たない期間の計算については、月割計算(月の途中において使用を開始し、又は終了する場合における当該月については、それぞれ 1 月とする。)によるものとし、1 キロワット未満の端数は、1 キロワットとして計算するものとする。

2　発電用以外の流水占用料

次の表に定めるところにより算定した額に **100 分の 108** を乗じて得た額とする。

種別	単位	料金(円)
鉱工業用水	許可使用水量毎秒 1 リットル	4,900
養漁用水	許可使用水量毎秒 1 リットル	1,100
その他の用水	許可使用水量毎秒 1 リットル	3,600

備考　1 年に満たない期間の計算については、月割計算(月の途中において使用を開始し、又は終了する場合における当該月については、それぞれ 1 月とする。)によるものとし、1 リットル未満の端数は、1 リットルとして計算するものとする。

別表第 2(第 2 条関係)

土地占用料

次の表に定めるところにより算定した額とする。ただし、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 6 条の規定により非課税とされるものを除くものについては、同表に定めるところにより算定した額に ~~100 分の 105~~ を乗じて得た額とする。

番号	種別	単位		料金(円)	摘要
		数量	期間		
1	店舗(住宅を兼ねるものを含む。)、工場その他建物及びこれに付属する施設の敷地	1 平方メートル	1 年	1,300	
2	専用住宅及びこれに付属する施設の敷地	1 平方メートル	1 年	1,000	
3	通路及び通路橋等	1 平方メートル	1 年	700	通路及び通路橋のうち特別なものは、幅 2.5

備考　1 年に満たない期間の計算については、月割計算(月の途中において使用を開始し、又は終了する場合における当該月については、それぞれ 1 月とする。)によるものとし、1 リットル未満の端数は、1 リットルとして計算するものとする。

別表第 2(第 2 条関係)

土地占用料

次の表に定めるところにより算定した額とする。ただし、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 6 条の規定により非課税とされるものを除くものについては、同表に定めるところにより算定した額に **100 分の 108** を乗じて得た額とする。

番号	種別	単位		料金(円)	摘要
		数量	期間		
1	店舗(住宅を兼ねるものを含む。)、工場その他建物及びこれに付属する施設の敷地	1 平方メートル	1 年	1,300	
2	専用住宅及びこれに付属する施設の敷地	1 平方メートル	1 年	1,000	
3	通路及び通路橋等	1 平方メートル	1 年	700	通路及び通路橋のうち特別なものは、幅 2.5

						メートルを控除する。
4	露店		1 平方メートル	1 日	400	
5	電柱、支柱及び支線並びに信号標		1 本	1 年	1,200	H 型柱については倍額とする。
6	鉄塔		1 平方メートル	1 年	1,300	
7	埋設又は架設管類（開渠の水路等を含む。）	幅 0.2 メートル未満のもの	1 メートル	1 年	130	幅とは最大投影幅をいう。
		幅 0.2 メートル以上 0.4 メートル未満のもの			200	
		幅 0.4 メートル以上 1.0 メートル未満のもの			400	

						メートルを控除する。
4	露店		1 平方メートル	1 日	400	
5	電柱、支柱及び支線並びに信号標		1 本	1 年	1,200	H 型柱については倍額とする。
6	鉄塔		1 平方メートル	1 年	1,300	
7	埋設又は架設管類（開渠の水路等を含む。）	幅 0.2 メートル未満のもの	1 メートル	1 年	130	幅とは最大投影幅をいう。
		幅 0.2 メートル以上 0.4 メートル未満のもの			200	
		幅 0.4 メートル以上 1.0 メートル未満のもの			400	

		幅 1.0メートル以上のもの			800	
8	広告物		1 平方メートル	1年	4,500	表示面積当たりの単価とする。
9	試掘やぐら及び砂利採取機		1基	1月	1,600	
10	1 の項から前項までに分類されないもの		1 平方メートル	1年	700	

備考

1　1年に満たない期間の計算については、月割計算(月の中途において使用を開始し、又は終了する場合における当該月については、それぞれ1月とする。)によるものとする。

2　数量の算出方法は、次の各号によるものとする。

(1)　面積については、1 平方メートルに満たない端数は 1 平方メートルとする。

(2)　延長については、1 メートルに満たない端数は小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位までの長さとする。

3　1円に満たない端数は、切り捨てるものとする。

4　この表中「表示面積」とは、広告物の表示部分の面積をいう。

		幅 1.0メートル以上のもの			800	
8	広告物		1 平方メートル	1年	4,500	表示面積当たりの単価とする。
9	試掘やぐら及び砂利採取機		1基	1月	1,600	
10	1 の項から前項までに分類されないもの		1 平方メートル	1年	700	

備考

1　1年に満たない期間の計算については、月割計算(月の中途において使用を開始し、又は終了する場合における当該月については、それぞれ1月とする。)によるものとする。

2　数量の算出方法は、次の各号によるものとする。

(1)　面積については、1 平方メートルに満たない端数は 1 平方メートルとする。

(2)　延長については、1 メートルに満たない端数は小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位までの長さとする。

3　1円に満たない端数は、切り捨てるものとする。

4　この表中「表示面積」とは、広告物の表示部分の面積をいう。

別表第 3(第 2 条関係)

土石採取料その他の河川産出物採取料

次の表に定めるところにより算定した額に ~~100 分の 105~~ を乗じて得た額とする。

種別	単位	料金(円)	摘要
土砂	1 立方メートル	170	
砂	1 立方メートル	260	
かき込み砂利	1 立方メートル	310	
栗石	1 立方メートル	350	控長 30 センチメートル未満のものをいう。
転石	1 個	170 ただし、控長 30 センチメートルを超えるものは、10 センチメートル又はその端数を増すごとに 520 円増とする。	控長 30 センチメートル以上 80 センチメートル未満のものをいう。ただし、控長 80 センチメートル以上のもので、採取河川内で割石にするものは、その大きさに応じて徴収するものとする。
庭石	1 個	4,800 ただし、控長 80 センチメートルを超えるものは、10	

別表第 3(第 2 条関係)

土石採取料その他の河川産出物採取料

次の表に定めるところにより算定した額に **100 分の 108** を乗じて得た額とする。

種別	単位	料金(円)	摘要
土砂	1 立方メートル	170	
砂	1 立方メートル	260	
かき込み砂利	1 立方メートル	310	
栗石	1 立方メートル	350	控長 30 センチメートル未満のものをいう。
転石	1 個	170 ただし、控長 30 センチメートルを超えるものは、10 センチメートル又はその端数を増すごとに 520 円増とする。	控長 30 センチメートル以上 80 センチメートル未満のものをいう。ただし、控長 80 センチメートル以上のもので、採取河川内で割石にするものは、その大きさに応じて徴収するものとする。
庭石	1 個	4,800 ただし、控長 80 センチメートルを超えるものは、10	

		センチメートル又はその端数を増すごとに 520 円増とする。	
よし、かや	1平方メートル	4	
芝草	1平方メートル	37	
笹その他採草	1平方メートル	4	1年につき
木	1平方メートル	市長が時価を勘案して定める額	
竹	1メートル締め		

備考

1　年額で定めたものは、採取の期間が 1 年に満たない場合があっても1年として計算する。

2　1円に満たない端数は、切り捨てるものとする。

3　土石類の採取で 1 立方メートルに満たない場合は、1 立方メートルとする。

		センチメートル又はその端数を増すごとに 520 円増とする。	
よし、かや	1平方メートル	4	
芝草	1平方メートル	37	
笹その他採草	1平方メートル	4	1年につき
木	1平方メートル	市長が時価を勘案して定める額	
竹	1メートル締め		

備考

1　年額で定めたものは、採取の期間が 1 年に満たない場合があっても1年として計算する。

2　1円に満たない端数は、切り捨てるものとする。

3　土石類の採取で 1 立方メートルに満たない場合は、1 立方メートルとする。